

別表第11（第42条、第48条関係）

排水の規制基準（排水指定物質）

事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。

排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム	1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	1リットルにつきシアンとして11ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として0.1ミリグラム	1リットルにつき砒素として0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
P C B	1リットルにつき0.003ミリグラム	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.02ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム	1リットルにつき0.04ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム	1リットルにつき0.4ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム	1リットルにつき3ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム	1リットルにつき0.06ミリグラム

シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレンとして0.1ミリグラム	1リットルにつきセレンとして0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素として10ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきほう素として230ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素として10ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきほう素として230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
ダイオキシン類	1リットルにつき10ピコグラム	1リットルにつき10ピコグラム
フェノール類	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム
銅及びその化合物	1リットルにつき銅として1ミリグラム	1リットルにつき銅として3ミリグラム
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛として1ミリグラム	1リットルにつき亜鉛として2ミリグラム
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1リットルにつき鉄として3ミリグラム	1リットルにつき鉄として10ミリグラム
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム
クロム及びその化合物	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム
ニッケル及びその化合物	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム

- 備考 1 「新設の事業所」とは、昭和46年9月1日（旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に属する事業所）にあっては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場）にあっては昭和62年9月10日。以下この別表において「基準適用日」という。）以後に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。ただし、基準適用日前に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満のものを除く。）にあっては、基準適用日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）を設置する事業所）にあっては、当該特定施設が定められた日）以後に特定施設を設置して新たに特定事業場（同法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）となったものを含む。
- 2 「検出されないこと。」とは、備考7に定める測定の方法により排水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。

- 4 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 5 砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所に係る排水については、適用しない。
- 6 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) カドミウム及びその化合物
規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55.1に定める方法にあつては、規格K0102の55の備考1に定める操作を行うこと。）
 - (2) シアン化合物
規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
 - (3) 有機燐化合物
排水基準を定める省の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては、規格K0102の31.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあつては、環境庁告示第64号付表2に掲げる方法
 - (4) 鉛及びその化合物
規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあつては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあつては規格K0102の54の備考3に定める操作を行うものとする。）
 - (5) 六価クロム化合物
規格K0102の65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格K0102の65の備考15の（b）（第1段を除く。）及び規格K0102の65.1に定める方法）
 - (6) 砒素及びその化合物
規格K0102の61に定める方法
 - (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
 - (8) アルキル水銀化合物
環境庁告示第59号付表2に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
 - (9) PCB
規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
 - (10) トリクロロエチレン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (11) テトラクロロエチレン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (12) ジクロロメタン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
 - (13) 四塩化炭素
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (14) 1,2-ジクロロエタン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
 - (15) 1,1-ジクロロエチレン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
 - (16) シス-1,2-ジクロロエチレン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
 - (17) 1,1,1-トリクロロエタン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (18) 1,1,2-トリクロロエタン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (19) 1,3-ジクロロプロペン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
 - (20) チウラム
環境庁告示第59号付表4に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）
 - (21) シマジン

- 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）
- (22) チオベンカルブ
環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）
- (23) ベンゼン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法
- (24) セレン及びその化合物
規格K0102の67に定める方法
- (25) ほう素及びその化合物
規格K0102の47に定める方法
- (26) ふっ素及びその化合物
規格K0102の34.1若しくは34.2に定める方法又は規格K0102の34.1c）（注⁶）第3文を除く。）に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
- (27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K0102の42.2、42.3又は42.5に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法（ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1（c）12）及びc）13）の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く。）又は43.2.3（c）7）及びc）8）を除く。）に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。）
- (28) ダイオキシン類
規格K0312に定める方法
- (29) フェノール類
規格K0102の28.1に定める方法
- (30) 銅及びその化合物
規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
- (31) 亜鉛及びその化合物
規格K0102の53に定める方法
- (32) 鉄及びその化合物
規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法
- (33) マンガン及びその化合物
規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
- (34) クロム及びその化合物
規格K0102の65.1に定める方法
- (35) ニッケル及びその化合物
規格K0102の59に定める方法